

鈴鹿市立保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第18号

鈴鹿市立保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市立保育所設置条例施行規則（昭和35年鈴鹿市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
目次	目次
第1章・第2章 略	第1章・第2章 略
第3章 <u>病後児保育事業</u> （第16条—第25条）	第3章 <u>病後児保育</u> （第16条—第25条）
第4章 <u>乳児等通園支援事業</u> （第26条—第30条）	
第5章 <u>雑則</u> （ <u>第31条</u> ）	第4章 <u>雑則</u> （ <u>第26条</u> ）
附則	附則
（休日）	（休日）
第4条 略	第4条 略
2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、土曜日には行わないものとする。	2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、土曜日には行わないものとする。
（1）・（2） 略	（1）・（2） 略
<u>（3） 乳児等通園支援事業</u>	
3 略	3 略
第25条 略	第25条 略
<u>第4章 乳児等通園支援事業</u> <u>（乳児等通園支援事業を実施する保育所）</u>	

第26条 乳児等通園支援事業を実施する保育所（以下この章において「実施保育所」という。）は、条例の規定により設置する保育所のうち、鈴鹿市立河曲保育所とする。

（乳児等通園支援事業の利用期間）

第27条 乳児等通園支援事業の利用期間は、1月につき10時間以内とする。

（乳児等通園支援事業の利用時間）

第28条 乳児等通園支援事業の利用時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

（利用定員）

第29条 乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児（以下この章において「乳児等」という。）の1時間当たりの定員は、3人とする。

2 乳児等の1月当たりの定員は、前項に規定する1時間当たりの定員に、1月当たりの延べ開所時間数を乗じて得た員数とする。

（利用の申込み等）

第30条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の15第1項の認定を受けた乳児等の保護者は、乳児等通園支援事業を利用しようとするときは、あらかじめ実施保育所に当該事業の利用を申し込むものとする。

2 前項の場合において、乳児等の保護者が実施保育所の乳児等通園支援事業を初めて利用するときは、当該実施保育所ごとに前

項に規定する申込みの前に当該実施保育所との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

第5章 略

第31条 略

第4章 略

第26条 略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。